

特別栽培農産物(米)の化学合成農薬・化学肥料の使用状況がご覧いただけます。

特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物です。

弊社対象商品の「農林水産省新ガイドラインによる表示」は次のとおりとなっております。ご確認ください。



### 平成 19 年産氷温熟成特別栽培米奥日野こしひかり

鳥取県特別栽培農産物		
農林水産省 新ガイドラインによる表示		
特別栽培米		
節減対象農薬：当地比 5 割減		
化学肥料(窒素成分)：当地比 9 割減		
栽培責任者	日野特別栽培米研究会 会長 越峠嘉道	
住 所	鳥取県米子市東福原1-5-16	
連 絡 先	0859-34-1141	
確認責任者	鳥取西部農業協同組合 直販推進課	
住 所	鳥取県米子市東福原1-5-16	
連 絡 先	0859-34-1141	
精米確認者	株式会社鳥取県食	
	代表取締役 北村龍一郎	
住 所	鳥取県倉吉市秋喜257-8	
連 絡 先	0858-28-3811	
節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
TPN	殺菌	1回
フィプロニル	殺虫	1回
プロベナゾール	殺菌	1回
ピラゾスルフロンエチル	除草	1回
フェントラザミド	除草	1回
ベンタゾン	除草	1回
シハロホップブチル	除草	1回
エトフェンプロックス	殺虫	2回
トリシクラゾール	殺菌	1回

平成 19 年産水温熟成因幡マルチ栽培米こしひかり

鳥取県特別栽培農産物		
農林水産省 新ガイドラインによる表示		
特別栽培米		
節減対象農薬：当地比 6 割減		
化学肥料(窒素成分)：当地比 9 割減		
栽培責任者	鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長	
住 所	鳥取県鳥取市湖山町東5 - 261	
連 絡 先	0857 - 32 - 1145	
確認責任者	鳥取いなば農業協同組合 営農部米穀課	
住 所	鳥取県鳥取市湖山町東5 - 261	
連 絡 先	0857 - 32 - 1145	
精米確認者	株式会社鳥取県食	
	代表取締役 北村龍一郎	
住 所	鳥取県倉吉市秋喜257 - 8	
連 絡 先	0858 - 28 - 3811	
節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
イプロナゾール	殺菌	1回
水酸化第二銅	殺菌	1回
ヒドロキシイソキナゾール	殺菌	1回
フィプロニル	殺虫	1回
プロベナゾール	殺菌	1回
フサライド	殺菌	1回
ジノテフラン	殺虫	1回
合 計		7回
化学肥料の使用状況		
使用資材名	用途	使用量
硫安	育苗	窒素 0.02kg / 10a